

生駒市規則第 3 1 号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日

生駒市長 山 下 真

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成 2 年 5 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は届出書」を「、届出書又は提出書」に改める。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（指定の通知）

第 7 条の 2 条例第 4 2 条の 2 第 3 項の規定による通知は、指定催しの指定通知書（様式第 1 号の 2）により行うものとする。

（火災予防上必要な業務に関する計画の提出）

第 7 条の 3 条例第 4 2 条の 3 第 2 項の規定による計画の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第 1 号の 3）により行わなければならない。

2 消防長は、前項の提出書を受理したときは、内容を審査し、その 1 通に届出済印を押印して必要事項を記入し、返付するものとする。

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第1号の2（第7条の2関係）

指定催しの指定通知書

第 号  
年 月 日

殿

生駒市消防長



生駒市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）



附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。